

○横浜国立大学大学院学則（案）

（平成16年4月1日）
規則第202号

最近改正 平成22年●月●日規則第●号

第1章 総則

（目的）

第1条 横浜国立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 自己評価等については、横浜国立大学学則（以下「大学学則」という。）第2条の規定を準用する。

2 専門職大学院にあっては、前項に規定するもののほか、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（教育研究活動の状況の公表）

第2条の2 教育研究活動の状況の公表については、大学学則第2条の2の規定を準用する。

（課程）

第3条 大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程（専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

（研究科、学府、及び研究院）

第4条 大学院の研究科及び学府に専攻を置く。

2 大学院に置く研究科、学府、専攻及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	課程
教育学研究科	教育実践専攻	修士
国際社会科学研究所	経済学専攻 国際経済学専攻 経営学専攻 会計・経営システム専攻 国際関係法専攻	博士（前期）
	国際開発専攻 グローバル経済専攻 企業システム専攻 国際経済法学専攻	博士（後期）
	法曹実務専攻	専門職学位（法科大学院）
工学府	機能発現工学専攻 システム統合工学専攻 物理情報工学専攻	博士
環境情報学府	環境生命学専攻 環境システム学専攻 情報メディア環境学専攻 環境イノベーションマネジメント専攻 環境リスクマネジメント専攻	博士
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻 都市地域社会専攻	博士（前期）

	都市イノベーション専攻	博士 (後期)
--	-------------	------------

- 3 前項の研究科の専攻に講座を置く場合の名称は、別に定める。
- 4 博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は修士課程として取り扱うものとする。
- 5 第2項の表に掲げる国際社会科学法曹実務専攻は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院の課程に置くものとする。
- 6 大学院の研究院に部門を置く。
- 7 大学院に置く研究院及び部門は、次の表に掲げるとおりとする。

研究院名	部門名
工学研究院	機能の創生 システムの創生 知的構造の創生
環境情報研究院	自然環境と情報 人工環境と情報 社会環境と情報
都市イノベーション研究院	都市イノベーション

- 8 前項の部門は、10年ごとに見直しを行うものとする。
- 9 第7項の部門に分野を置き、その名称は、別に定める。
- 10 前項の分野は、10年の期限付きとし、5年目に中間的な評価を行うものとする。
- 11 第8項の見直し等の手続は、各研究院において定める。
(教育研究上の目的)

第4条の2 大学院に置く研究科及び学府並びに専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第4に掲げるとおりとする。

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第5条 東京学芸大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施にあたっては、横浜国立大学、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の協力により実施するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の教育学部の教員とともに、本学教育人間科学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(収容定員)

第6条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(修業年限及び在学期間)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、前期課程の標準修業年限は2年、後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 修士課程又は前期課程には4年（教育学研究科において第10条に規定する教育方法の特例を適用する者は6年）、後期課程には6年を超えて在学することができない。
- 5 法科大学院の課程には6年を超えて在学することができない。あわせて当該年次に2年を超えて在学することができない。

(学年、学期及び休業日)

第8条 大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。

第2章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第8条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文等の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育方法）

第9条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院又は研究所等との協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 授業の方法については、大学学則第38条の規定を準用する。

（教育方法の特例）

第10条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目、単位、成績評価基準等の明示等）

第11条 次に掲げる事項については、各研究科又は学府において定め、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(1) 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画

(2) 授業科目の単位数及び1単位あたりの授業時間数

2 研究科又は学府は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口頭試験、実技試験又は研究報告により行う。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第11条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（履修方法）

第12条 学生は、研究科又は学府の定めるところにより、それぞれの専攻における所要の授業科目について、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（第18条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）を提出してその審査並びに最終試験に合格しなければならない。

2 前項において、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院との協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により、修得した単位は、認定の上10単位を超えない範囲で大学院で修得したものとみなすことができる。

4 前2項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第13条 大学院に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(1) 他の大学院（外国の大学院を含む。以下この項において同じ。）を修了又は中途退学した者が、当該大学院で修得した単位

(2) 他の大学院から転入した者が、当該大学院で修得した単位

(3) 本学の学部を卒業又は中途退学した者が、学部で修得した大学院の授業科目の単位

(4) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により、与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、合計10単位を超えないものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第14条 各研究科及び各学府は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第7条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業科目の成績）

第15条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりG P（Grade Point）を与える。

2 G Pの利用については、各研究科・学府において別に定める。

（単位の授与）

第16条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。

（法科大学院の教育方法等）

第17条 法科大学院の教育方法等については、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（修了要件）

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）し所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の修士課程の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 削除

4 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）すれば足りるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

6 大学院設置基準第16条ただし書の規定における在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）すれば足りるものとする。

7 前3項の規定にかかわらず、第21条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により大学院への入学資格を認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

8 法科大学院の修了要件については、別に定める。

（学位）

第19条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 学位に関する規則は、別に定める。

（教員職員の免許状授与の所要資格の取得）

第20条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科又は学府において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

3 教育職員の免許状授与の所要資格の取得に当たっては、大学学則第8条に規定する教育人間科学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

第4章 入学、休学、転学及び退学等

（入学資格）

第21条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学（以下この項において「大学」という。）卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があ

ると認めたもの

(13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学)

第22条 入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学については、大学学則の規定を準用する。この場合において、「転学部」とあるのは「転研究科・学府」と、「転科」とあるのは「転専攻」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、休学期間は、通算して修士課程又は前期課程にあつては2年、後期課程又は法科大学院の課程にあつては3年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(留学)

第23条 外国の大学院に留学を志望する者は、研究科長又は学府長を経て学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 第9条第2項の規定にあつては、外国の大学院又は研究所等に、第12条第2項及び第3項の規定にあつては、外国の大学院に留学する場合に準用する。

3 留学をした期間は、在学期間に算入する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第24条 除籍、表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第25条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。ただし、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料は、別に定める。

(既納の授業料等)

第26条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻の入学者選抜において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第2段階目の選抜」という。)を行った場合については、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜で不合格になった者に対しては、当該検定料を納付した者の申出により、別表第3に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

第27条 本章に定めるもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収等並びに徴収猶予、免除については、大学学則第72条、第73条第3項、第74条及び第75条の規定を準用する。

第7章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第28条 他の大学院又は外国の大学院(以下「他の大学院等」という。)との協議により当該大学院の学生を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。
(特別研究学生)

第29条 他の大学院等との協議により当該他の大学院等の学生を特別研究学生として入学を許可し、研究指導を受けさせることができる。

- 2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第30条 大学院に、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生の制度を置く。

- 2 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。
3 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、大学学則の規定を準用する。

第8章 教員

(教員)

第31条 研究科及び学府の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

- 2 研究科及び学府の研究指導は、教授が担当する。ただし、准教授、講師又は助教にこれを担当させることができる。
3 後期課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち、大学院設置基準第9条第1項第2号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2 この学則において、大学学則を準用する場合は、「学部」を「研究科又は学府」と、「学部長」を「研究科長又は学府長」と読み替えるものとする。
3 教育学研究科学校教育専攻、保健体育専攻及び学校教育臨床専攻並びに国際社会科学研究科経済関係法専攻並びに国際開発研究科並びに工学研究科は、学則第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻又は研究科に在学する者が当該専攻又は研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
4 前項に規定する教育学研究科の各専攻、国際社会科学研究科経済関係法専攻及び工学研究科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 平成16年3月31日に現に大学院に在学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、学則第15条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
6 学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究科及び工学府の収容定員の数は、平成16年度から平成17年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程(前期)	博士課程(後期)		専門職学位課程(法科大学院の課程)	
		平成16年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
国際社会科学研究科	経済学専攻	38				
	国際経済学専攻	34				
	経営学専攻	54				
	会計・経営システム専攻	30				
	経済関係法専攻	26				
	国際関係法専攻	52				
	国際開発専攻		27	27		
	グローバル経済専攻		27	27		
	企業システム専攻		30	30		
	国際経済法学専攻		21	21		

	法曹実務専攻 計	234	105	105	50 50	100 100
工学府	機能発現工学専攻 システム統合工学専攻 社会空間システム学専攻 物理情報工学専攻 計	143 156 84 162 545	52 56 33 60 201	53 57 33 60 203		
合 計		1321	483	485	50	100

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則 (平成16年7月8日規則第454号)

この学則は、平成16年7月8日から施行する。

附 則 (平成16年11月11日規則第472号)

この学則は、平成16年11月11日から施行する。

附 則 (平成17年1月13日規則第475号)

この学則は、平成17年1月13日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第498号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月13日規則第21号)

この学則は、平成17年10月13日から施行する。ただし、第21条第1項第2号の改正規定は平成17年10月1日から適用し、同項第6号から第13号までの改正規定は平成17年9月9日から適用する。

附 則 (平成18年2月9日規則第32号)

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成18年2月16日から施行する。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学部博士課程（後期）及び環境情報学府の収容定員の数は、平成18年度から平成19年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び 博士課程 (前期)	博士課程（後期）	
		平成18年度	平成18年度	平成19年度
国際社会科学 研究科	国際開発専攻		25	23
	グローバル経済専攻		27	27
	企業システム専攻		32	34
	国際経済法学専攻		21	21
	計		105	105
環境情報学府	環境生命学専攻	68	45	45
	環境システム学専攻	80	48	48
	情報メディア環境学専攻	70	45	45
	環境マネジメント専攻	31	26	13
	環境イノベーションマ ネジメント専攻	10	5	10

	環境リスクマネジメント 専攻	28	9	18
	計	287	178	179
合	計	1309	487	488

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 環境情報学府環境マネジメント専攻は、改正後の学則第4条第2項及び第6条別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項に規定する環境情報学府環境マネジメント専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第20条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則 (平成18年4月13日規則第77号)

この学則は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年2月22日規則第9号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規則第41号)

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、工学府の収容定員の数は、平成19年度から平成20年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府 名	専攻名	修士課程及び 博士課程 (前期)	博士課程 (後期)	
		平成19年度	平成19年 度	平成20年 度
工学府	機能発現工学専攻	159	48	42
	システム統合工学専攻	166	51	45
	社会空間システム学専攻	103	32	31
	物理情報工学専攻	188	56	52
	計	616	187	170
合	計	1384	471	455

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則 (平成19年4月12日規則第87号)

この学則は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月28日規則第8号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第45号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月12日規則第1号)

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に現に大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の修了要件については、改正後の学則第18条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日規則第 16 号）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に工学府機能発現工学専攻及びシステム統合工学専攻に入学し、在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日規則第 42 号）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に現に教育学研究科障害児教育専攻に入学し、在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の専攻名称については、改正後の学則第 4 条 2 項、第 4 条の 2 別表第 4、第 6 条別表第 1 及び第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する教育学研究科障害児教育専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。
- 4 平成 22 年 3 月 31 日に現に法科大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）、平成 22 年度入学の法学既修者及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の学則第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学研究科法曹実務専攻の収容定員の数は、平成 22 年度から平成 23 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成 22 年度	平成 23 年度
国際社会科学	法曹実務専攻	140	130
研究科	計	140	130
合	計	140	130

附 則（平成 23 年●月●日規則第●号）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定及び附則第 2 項の規定は、平成 22 年●月●日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教育学研究科学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻並びに工学府社会空間システム学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践専攻、学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻、芸術系教育専攻及び工学府社会空間システム学専攻並びに都市イノベーション学府の各専攻の収容定員の数は、平成 23 年度及び平成 24 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・ 学府名	専攻名	修士課程 博士課程 (前期)	博士課程 (後期)	
		平成23年度	平成23年度	平成24年度
教育学研究科	教育実践専攻	100		
	学校教育臨床専攻	9		
	学校教育専攻	16		
	特別支援教育専攻	8		
	言語文化系教育専攻	20		
	社会系教育専攻	15		
	自然系教育専攻	25		
	生活システム系教育専攻	14		
	健康・スポーツ系教育専攻	8		
	芸術系教育専攻	15		
	計	230		
工学府	機能発現工学専攻	174	36	36
	システム統合工学専攻	176	39	39
	社会空間システム学専攻	61	20	10
	物理情報工学専攻	214	48	48
	計	625	143	133
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	68		
	都市地域社会専攻	37		
	都市イノベーション専攻		12	24
	計	105	12	24
合	計	1468	440	442

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 4 第2項に規定する在学者及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置その他必要な事項は別に定める。

別表第1 (第6条関係)

研究科・ 学府名	専攻名	修士課程 博士課程(前期)		博士課程(後期)		専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育実践専攻 計	人 200 200	人 100 100	人	人	人	人
国際社会科学 研究科	経済学専攻 国際経済学専攻 経営学専攻 会計・経営システム専攻 国際関係法専攻 国際開発専攻 グローバル経済専攻 企業システム専攻 国際経済法学専攻 法曹実務専攻 計	38 34 60 36 48 216	19 17 30 18 24 108	 21 27 36 21 105	 7 9 12 7 35	120 120	40 40
工学府	機能発現工学専攻 システム統合工学専攻 物理情報工学専攻 計	174 176 214 564	87 88 107 282	36 39 48 123	12 13 16 41		
環境情報学府	環境生命学専攻 環境システム学専攻 情報メディア環境学専攻 環境イノベーションマネジメント専攻 環境リスクマネジメント専攻 計	66 80 70 20 56 292	33 40 35 10 28 146	45 48 45 15 27 180	15 16 15 5 9 60		
都市イノベー ション学府	建築都市文化専攻 都市地域社会専攻 都市イノベーションマネジメント専攻 計	136 74 210	68 37 105	 36 36	 12 12		
合	計	1482	741	444	148	120	40

別表第2（第20条関係）

研究科・ 学府名	専攻名	免許状の種類	免許教科・ 特別支援教育領域
教育学研究科	教育実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、公民、 地理歴史、音楽、 数学、理科、音楽、 美術、工芸、工業、 保健体育、工業、 家庭、英語
		養護教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不 自由者、病弱者
国際社会科学 研究科	経済学専攻 国際経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	経営学専攻 会計・経営システム専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
	国際関係法専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
工学府	機能発現工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	システム統合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学、理科
	物理情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
環境情報学府	環境生命学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	環境システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	情報メディア環境学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	情報、数学
	環境イノベーションマ ネジメント専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
環境リスクマネジメント 専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
	高等学校教諭専修免許状	理科	
都市イノベ ーション学府	建築都市文化専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	都市地域社会専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

別表第3（第25条、第26条関係）

1 検定料及び入学料の額

区 分	検定料	入学料
研究科・学府	30,000円	282,000円
国際社会科学研究科 法曹実務専攻	30,000円	282,000円

- (1) 大学院の研究科若しくは学府の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程に進学する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- (2) 相互に検定料及び入学料を徴収しないものとする大学間協定に基づき、当該協定を締結した国立大学の大学院から本学の大学院に転入学を志望する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- 2 第26条第2項に規定する国際社会科学研究科法曹実務専攻において2段階選抜を行う場合の検定料の額

区 分	第1段階目の選抜に係る額	第2段階目の選抜に係る額
国際社会科学研究科法曹実務専攻	7,000円	23,000円

3 授業料の額

区 分	年 額
研究科・学府	535,800円
国際社会科学研究科法曹実務専攻	804,000円

- 4 標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して修了をすることを認められた者等に係る授業料の額は、大学学則第71条別表第3の5から9の定めを準用する。この場合、「卒業」とあるのを「修了」と、「修業年限」とあるのを「標準修業年限」と読み替えるものとする。
- 5 寄宿料については、大学学則第71条別表第3の10及び11の定めを準用する。

別表第4 (第4条の2関係)

研究科・学府名、専攻名	教育研究上の目的
教育学研究科 教育実践専攻 (修士課程)	<p>高度化し先進化する教科教育の分野を深く学び、十分な理解と知識に基づいて教育現場で活躍できるとともに、教育理論の原理的追求のみならず、「いじめ・不登校」「校内暴力」「学級崩壊」などの深刻で多様な教育上の諸課題に的確に対応できる臨床的・実践的な知識と能力を兼ね備えた教員を育成することを目的とする。このため、最先端の学問の追求とその教育法に関する最新の専門的教育研究を行い、様々の教育学の理論的な教育研究を行うとともに、今日の多様な教育の諸問題の原因の究明と解決への方策に関する教育研究を行う。</p>
国際社会科学研究科 (博士課程(前期課程))	<p>経済学、国際経済学、経営学、会計・経営システム、国際関係法を中心とする経済学、経営学、法学の各分野について、基礎的体系的な教育研究を行うとともに、国際的視野と学際的視野に立った教育研究を推進する。博士課程後期と連携した系統的な指導体制によって、経済学、経営学、法学の各分野において、グローバルな視野と基礎的能力及び実践的能力を有する専門家を養成することを目的とする。</p>
経済学専攻	<p>現代経済社会の現象をグローバルな視野からとらえ、経済分析及び政策評価を行える人材を養成するため、経済学の基礎理論とその現代的展開、経済システムの比較分析及び構造・動態分、財政分野における政府・市場メカニズム・政策に関する分析、金融・ファイナンスに関する理論と政策、統計制度・経済データの収集と処理・計量経済手法などに関する高度な基礎的教育研究を行う。</p>
国際経済学専攻	<p>国際経済社会の現象をグローバルな視野からとらえ、経済分析及び政策評価を行なえる人材を養成するため、国際貿易・国際金融の理論及び実証、国際経済システムの構造分析、中国・東欧の各国経済の分析、欧米・アジア・日本の経済発展を解明する経済史分析、公共部門・労働市場・経済政策の分析、途上国の持続的発展のための環境と開発の分析などに関する高度な基礎的教育研究を行う。</p>
経営学専攻	<p>長期的かつ広範な視点で、経営環境の変化に対し柔軟、さらには創造的に対応できる経営能力を有する人材の養成を目的としている。このため、経営組織、経営管理、経営戦略、国際経営、比較経営、社会、経済、環境、心理、言語等に関する理論と実践を学習し、それらの知識に基づいて、具体的な経営現象を的確に分析し理解する能力、問題発見とそれを解決する能力、創造的な提案とそれを実現する能力等を修得させる。</p>
会計・経営システム 専攻	<p>会計学及び経営システム科学の専門知識をもとに、高度化する情報化社会で広く活躍できる人材の養成を目指している。このため、会計学分野では、制度会計や情報会計の理論に基づき、各種組織活動の分析を通じて、会計情報を作成し、活用できる能力を修得させ、経営システム分野では統計的手法やコンピュータ利用技術、ビジネス・モデリング手法をも含めた数量的手法の理解および利用に関する能力を修得させる。</p>
国際関係法専攻	<p>租税法、国際経済法、比較法、政策法務、開発協力という5つの分野において修士レベルの高度な専門知識を有する研究者・実務家を養成するこ</p>

	<p>とを目的とする。とともに、「法と公共政策コース」と「インフラストラクチャー管理学コース」という英語による留学生特別プログラムを通じて、主に途上国からの実務家に対して法整備支援、法と公共政策及びインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図っている。</p>
国際社会科学研究所 (博士課程(後期課程))	<p>グローバル経済、企業システム、国際経済法学を中心とする経済学、経営学、法学の各分野及び国際開発を中心とする学際的分野について、グローバルな視野に立った高度で先進的な教育研究を推進する。系統的指導体制と実践性、国際性を重視した体系的な教育システムによって、グローバルな視野と、高度な専門的実践的能力を有する高度専門実務家及び研究者を養成することを目的とする。</p>
国際開発専攻	<p>開発途上国や国際機関において国際開発に携わる高度専門家を養成する。このため、途上国経済発展過程の理論的検討、開発計画に携わる企業経営のあり方の研究、開発協力行政・経営マネジメント等の比較分析等を行い、国際開発に関する経済政策、経営戦略、協力制度、開発活動を支える国際コミュニケーション、情報処理の高度な専門的知識と分析方法・技術の修得を重視した教育研究を行う。</p>
グローバル経済専攻	<p>グローバル化した経済の変化を見極め、経済分析・政策評価を行うための国際的な視野と国際社会に通用する高度な能力を有した専門家を養成することを目的とする。このため、モデルによる理論分析、経済システムの統計的・数量的な解明、社会システム全体の社会経済分析、財政・金融・ファイナンスの経済・数量分析、国際経済・各国経済の実証的・政策的分析、経済の歴史的発展過程の分析などを重視した最先端で高度な専門的教育研究を行う。</p>
企業システム専攻	<p>現代社会においては、企業を取り巻く環境は絶えず変化している。企業システム専攻では、この変化に機敏に対応可能な新しい方法、理論、戦略を分析・構築する能力を有する高度専門職業人及び研究者を養成する。このため、企業環境、企業行動、会計情報、意思決定などの視点から、企業経営に関わる最新かつ高度な理論・方法論を体系的に習得することを通じて、実証的・実践的な教育研究を行う。</p>
国際経済法学専攻	<p>グローバル化・ボーダレス化した社会から生起する現代の法現象を、各法分野から、経済活動の規律と国際的規律の二つの視点に基づいて分析・解明する教育研究を行う。それによって、新たな法理論・法解釈あるいは法政策を体系的に構築でき、国内外の研究機関や行政機関などで活躍できる研究者、高度専門実務家を養成することを目的としている。</p>
国際社会科学研究所 法曹実務専攻 (専門職学位課程)	<p>租税法務、国際企業法務、市民密着型法務などの社会の様々な法的分野で質の高いサービスを提供することのできる法曹の養成を目的とする。基本的な法分野に関する十分な知識を身につけ、高度な応用能力を有する人材とともに、知的財産法、経済法、国際経済法、消費者保護法、環境法、租税法、国際租税法などの応用的・先端的法分野についても高度な法知識を修得した人材を養成する。このために、非法学部出身者や社会人など多様な経歴の人々にも広く門戸を開き、地元弁護士会とも密接に連携しつつ実践的な教育を、手厚くきめの細かい少人数指導体制の下に行う。</p>
工学府	<p>工学は人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術</p>

(博士課程(前期課程))	<p>分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ産業を発展させ、輝ける未来を切り拓くために工学技術者・研究者の果たすべき役割は大きい。そのために、実践的学術の拠点を目指す本学において、工学府博士課程前期では、自らの専門分野における高度の専門能力と高い倫理性を持つとともに、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富む技術者と研究者の育成を目的とする。そのため、基盤的学術に関する幅広い教育を取り入れ、独創的な技術と知の創造を可能にする教育を通じて、自ら課題を探求し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決できる、フロンティア精神に富んだ技術者・研究者を育成する。</p>
機能発現工学専攻	<p>原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって巨視的に現れる機能が大きく変化する。そのため、その構造—機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用したり、新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なくかつ効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。本専攻では、新しい機能を発現する分子・材料の開発、製造や利用プロセスの開発などを通し、より効率的かつ地球環境に配慮して物質を製造・利用する科学技術の教育と研究を行う。</p> <p>TEDプログラムでは、特に、基礎研究能力・基礎開発能力の育成を主眼として教育を行う。</p> <p>PEDプログラムでは、特に、物質ならびにその創製法を設計し評価する能力、基礎知識を総合して応用技術を構築する能力の育成を主眼として教育を行う。</p>
システム統合工学専攻	<p>機械工学、海洋宇宙工学、材料工学は、ミクロな構成要素を組み合わせ、高度なシステムを作り上げる工学である。そのため本専攻では、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合（シンセシス）して高度システムを構築する教育と研究を行う。</p> <p>TEDプログラムでは、自らの専門分野を探求するに留まらず、広く他の分野の研究と技術に目を向ける能力を開拓する基盤的学問に関する教育を取り入れ、独創的な技術及び科学と技術の開発を可能にする教育と研究を実現する。</p> <p>PEDプログラムでは、基礎的知識から実際の機器に関わる技術的諸問題を総合的に学び、即戦力的あるいは実務に適応可能な専門職業人を育成するための教育を行う。</p>
物理情報工学専攻	<p>TEDプログラム</p> <p>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範な工学分野において、主体的に課題を探求し、広範な視点から総合的かつ柔軟に問題を解決できる高度な技術者・研究者の育成を行う。特定分野の研究を深く行い高度な研究能力を養うと共に、広範囲な基盤的学問教育を行うことにより、幅広い学問産業領域で活躍できる人材を育成する。</p> <p>PEDプログラム</p> <p>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範な工学分野において、主体的に課題を探求し、広範な視点から総合的かつ柔軟に問題を解決でき、かつ実務</p>

	<p>的素養を有した高度な技術者の育成を行う。複数の分野において実践的教育を実施し幅広い技術開発能力を養うとともに、広範囲な基盤的学問教育に加えて起業戦略、経営学、知的財産等に関わる実務的教育を行うことにより、高度な産業社会で活躍できる人材を育成する。</p>
<p>工学府 (博士課程(後期課程))</p>	<p>工学は人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ新たな産業と学術を開拓して、輝ける未来を切り開くために工学技術者・研究者の果たすべき役割は大きい。そのために、実践的学術の拠点を目指す本学において、工学府博士課程後期では、自らの専門分野における高度の専門能力と高い倫理性を持つとともに、広く他分野の科学技術に目を向け、新たな学術と産業を開拓する高度技術者と研究者のリーダーの育成を目的とする。そのため、基盤的学術の幅広い教育と科学と技術に関する独創的で先進的な研究を通じて、新たな学術と産業の開拓を先導できる創造性豊かな高度技術者・研究者のリーダーを育成する。</p>
<p>機能発現工学専攻</p>	<p>原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって巨視的に現れる機能が大きく変化する。そのためその構造—機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用したり、新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なくかつ効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。本専攻では、新しい機能を発現する分子・材料の開発、製造や利用プロセスの開発などを通し、より効率的かつ地球環境に配慮して物質を製造・利用する科学技術の教育と研究を行う。</p> <p>TEDプログラムでは、機能発現工学に関する高度の研究能力・開発能力を有し、自ら新しい問題を発見し解決する能力、及び成果を国際的に発信できる能力を育成する。これらを通して、自らの知識、経験、技術、洞察力などを総合して新しい研究方向を生み出す力、リーダーとなる能力を育成する。</p> <p>PEDプログラムでは、機能発現工学に関する高度の技術的・実務的な能力を有し、新物質及び新プロセスを設計・評価できる能力、及び自ら基礎知識を応用技術に総合する能力を育成する。これらを通して、自らの知識、経験、技術、洞察力などを総合して新しい産業応用展開方向を生み出す力、リーダーとなる能力を育成する。</p>
<p>システム統合工学専攻</p>	<p>機械工学、海洋宇宙工学、材料工学は、ミクロな構成要素を組み合わせ、高度なシステムを作り上げる工学である。そのため本専攻では、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合（シンセシス）して高度システムを構築する教育と研究を行う。</p> <p>TEDプログラムでは、独創的な科学と技術を創造・研究・開発し、新たな学問と技術を主体的に切り開く創造性豊かな発展型開発技術者・研究者を養成する教育と研究を行う。</p> <p>PEDプログラムでは、実践的な科学と技術を高度な視点から捕らえ、産業界を牽引して活躍できる、実践に立脚した発展性に富む開発技術者を育成するための教育と研究を行う。</p>
<p>物理情報工学専攻</p>	<p>TEDプログラム 数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、</p>

	<p>情報通信、コンピュータ応用などの広範な工学分野において特定分野の研究を深く行い、独創性を持って新たな学問と産業を主体的に切り開くことができる研究能力と学識を有する研究者・技術者の育成を行う。</p> <p>PEDプログラム</p> <p>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範な工学分野において複数の分野の研究を行い、高度な専門的業務に従事するために必要な研究能力と学識を有する研究者・技術者の育成を行う。</p>
環境情報学府 (博士課程(前期課程))	<p>21世紀の課題である持続的循環型社会の実現には、多面的な環境問題、急速に進展する情報科学、ダイナミックな社会のイノベーション等の分野において専門的知識を修得し、課題解決能力を有する人材が求められている。このため、自然破壊、エネルギー問題、資源・食料・生命問題、情報技術革新などの自然環境、人工環境、情報環境に関わる諸問題の理解と解決方法、及びこれらを支える物質・材料に関する教育研究を推進し、環境・情報・技術革新を適切にマネジメントする理論と方法論を幅広く修得し、高い専門性と見識から実践的問題解決能力を有する研究者・実務家を育成する。</p>
環境生命学専攻	<p>授業、実験・実習を通して、生命科学、応用化学、生態学、地球科学に関連する課題探求能力を身につけた研究者、実務現場で活躍できる技術者、管理者などの人材育成をする。このため、分子・細胞レベルのミクロな系から、地球・生態系のようなマクロな系まで複雑かつ階層的な地球生命システムを総体的にとらえ、人類にとって将来あるべき地球環境像の実現に向けた方策と技術の教育研究をする。</p>
環境システム学専攻	<p>持続循環型社会の実現に寄与するために、人工物のライフサイクルを視野に入れ、グローバルな問題に対応でき、しかも、実践的・創造的で幅広い政策立案から細かなコンサルティングにまで対応できる高度専門の人材を育成する。このため、デバイス・機械・構造物を形成するマテリアルの物質循環・環境負荷・資源リサイクル、及び人工環境空間・移動体に関する環境調和型システムの形成・維持・管理技術、システムデザイン手法において高度で専門的な理論と方法論を教育研究する。</p>
情報メディア環境学 専攻	<p>情報システムの安全性と情報分析・モデル化を視野に入れた情報システムや情報メディア技術の根幹を支えるシステム開発技術者、設計者、システムアナリストとして活躍できる総合的な目標設定・達成能力を備えた自立的な人材を育成する。このため、環境から情報を取り込み、新しい情報環境を構築するためのソフトウェアや情報処理技術に加え、情報メディアに着目した情報分析・モデル化・表現法、情報システムと人を取り巻く環境の情報セキュリティやコミュニケーション技術、複雑なシステムに対する数理解析手法について教育研究する。</p>
環境イノベーション マネジメント専攻	<p>企業や行政及び関連団体においてイノベーションのマネジメント方法を企画立案し、実行できる専門性と見識を有する人材育成をする。このため、イノベーションについての基本的考え方とその推進戦略、人間環境や社会環境の変化に応じた社会的受容、地球環境との調和などに関する基盤知識と実践的方法論について教育研究する。</p>
環境リスクマネジメ	<p>企業や行政及び関連団体における自然生態系保全、化学物質のリスク管</p>

ント専攻	理、産業安全管理、社会システム安全管理、都市防災等の分野において、中核的役割を担う高い専門性で見識、あるいは研究能力を持つ人材を育成する。このため、環境リスクマネジメントの企画、立案と実行に必要なとされる現代社会のリスク構造と社会的要因に関する基礎知識、人や動植物等の生命環境リスク及び産業や都市の事故・災害リスクの評価とマネジメント手法、及びそれらに関する国内外の実態等を教育研究する。
環境情報学府 (博士課程(後期課程))	21世紀の課題である持続的循環型社会の実現には、多面的な環境問題、急速に進展する情報科学、ダイナミックな社会のイノベーション等の分野において専門的知識を有し、問題を創造的に探求し、解決に導く能力を有する人材が求められている。このため、自然破壊、エネルギー問題、資源・食料・生命問題、情報技術革新などの自然環境、人工環境、情報環境に関わる諸問題の理解と解決方法、及びこれらを支える物質・材料に関する教育研究を推進し、環境・情報・技術革新を適切にマネジメントする理論と方法論を幅広く修得し、高い専門性で見識に基づいた実践的問題解決能力を有する専門家や研究者を育成する。
環境生命学専攻	授業、実験・実習を通して、生命科学、応用化学、生態学、地球科学に関連する分野の課題について深い学識を持ち、地球生命システムにおける問題性の指摘可能な能力や課題探求能力を身につけた研究者、実務現場で活躍できる技術者、管理者などの人材育成をする。このため、分子・細胞レベルのミクロな系から、地球・生態系のようなマクロな系まで複雑かつ階層的な地球生命システムを総体的にとらえ、人類にとって将来あるべき地球環境像の実現に向けた方策と技術の教育研究をする。
環境システム学専攻	人工物のライフサイクルを視野に入れ、循環型社会の実現に寄与するために、グローバルな視野に立って、実践的でかつ創造的能力を備え幅広い分野に対応でき中核となる人材を育成する。このため、環境に調和した材料・構造・システムの設計・構築・リスク管理と環境マテリアル学を基軸としつつ、政策立案から細かなコンサルティングにまで対応でき、独創的な問題提起と独自の解決能力を教育研究する。
情報メディア環境学 専攻	情報システムの安全性と情報分析・モデル化を視野に入れ、新しい情報システム・情報メディア技術を創造する情報システムの研究者、高度応用システムの研究開発者として活躍できる研究創造力と高度の目標設定・達成能力を備えた自立的な人材を育成する。このため、新しい情報環境を構築するためのソフトウェアや情報処理技術に加え、情報メディアに着目した情報の分析・モデル化・表現法、情報システムと人を取り巻く環境の情報セキュリティやコミュニケーション技術、複雑なシステムに対する数理解析手法における高度で専門的な理論と方法論を教育研究する。
環境イノベーション マネジメント専攻	企業や行政及び関連団体においてイノベーションのマネジメント方法を中核的な役割を担って企画立案し、実行できる専門性で見識を有する人材育成をする。このため、イノベーションについての基本的考え方とその推進戦略、人間環境や社会環境の変化に応じた社会的受容、地球環境との調和などに関する基盤知識と実践的方法論について教育研究する。
環境リスクマネジメ ント専攻	企業や行政及び関連団体における自然生態系保全、化学物質のリスク管理、産業安全管理、社会システム安全管理、都市防災等の分野において、指導的役割を担う高い専門性で見識、あるいは独創的研究能力を持つ高度

	<p>専門家や研究者を育成する。このため、環境リスクマネジメントの企画、立案と実行に必要とされる現代社会のリスク構造と社会的要因に関する高度な専門知識、人や動植物等の生命環境リスク及び産業や都市の事故・災害リスクの評価とマネジメント手法、及び国内外の実態等を教育研究する。</p>
都市イノベーション学府 (博士課程(前期課程))	<p>建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を提案することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、持続的に実践できる高度職業人を養成する。</p>
建築都市文化専攻	<p>日本を代表する都市であり、実験都市とでもいふべき特徴を持つユニークな都市である横浜を教育研究の中心的なフィールドにして、都市をめぐる問題の所在について十全な知識を持ち、スタジオ教育で実践的な能力を養い、都市の将来を担いうる説得力ある空間を提案し、また都市で先進的な芸術活動を持続的に支援する人材を養成する。</p> <p>(建築都市文化コース)</p> <p>建築、都市、文化に関わる諸領域で、それぞれの領域の先端的な研究についての十全な知識を有し、実践的な研究によって、その成果を都市のイノベーションとして成立させ得る人材を養成する。</p> <p>(建築都市デザインコース)</p> <p>徹底したスタジオ教育によって先鋭的な都市と建築の現在を学び、その多様なデザインや可能性を身に着け、その成果を、都市における創造活動に相応しい新たな可能性を持った有効な空間として提案できる人材を養成する。</p> <p>(横浜都市文化コース)</p> <p>文化芸術の力によって都市を再生する方法をスタジオ教育によって身に着け、時代と空間に適した新たな創造活動としての芸術を提案することで、都市のイノベーションを持続的な実践しうる人材を養成する。</p>
都市地域社会専攻	<p>日本及び新興・途上国等の都市問題解決や地域社会発展に、中央政府、地方行政、国際協力組織、民間企業、NGOといった組織で、指導的立場から貢献できる人材を養成する。</p> <p>(都市地域社会コース)</p> <p>都市問題解決や地域社会の発展のために、土木や地域社会の知識をもって、持続可能で創造的な方法を実践的に提案できる人材を養成する。</p> <p>(国際基盤学コース)</p> <p>スタジオ教育を大幅に採用することで、都市基盤についての有効な知識を、主に新興・途上国の都市の問題の解決のために実践的かつ創造的に活用できる人材を養成する。</p>
都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻 (博士課程(後期課程))	<p>建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を併せ持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を実践的に再構築することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、組織できるリーダーになる高度職業人を養成する。</p>

○横浜国立大学学位規則（案）

〔平成16年4月1日〕
規則第203号

最近改正 平成22年●月●日規則第●号

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、横浜国立大学学則（以下「学則」という。）第59条第2項及び横浜国立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条第2項の規定に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、次の各号の区分による専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学士の学位

教育人間科学部

（学校教育課程）

（人間文化課程）

経済学部

経営学部

理工学部

教育

教養

経済学

経営学

理学又は工学

(2) 修士の学位

教育学研究科

国際社会科学部研究科

工学府

環境情報学府

都市イノベーション学府

教育学

経済学、経営学、国際経済法学又は学術

工学又は学術

環境学、工学、情報学、技術経営又は学術

工学又は学術

(3) 博士の学位

国際社会科学部研究科

工学府

環境情報学府

都市イノベーション学府

経済学、経営学、国際経済法学又は学術

工学又は学術

環境学、工学、情報学、技術経営又は学術

工学又は学術

3 本学において授与する専門職学位の名称は、次のとおりとする。

国際社会科学部研究科

法務博士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程前期2年の課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士論文を提出して当該研究科又は学府の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、博士の学位を授与することができる。

（専門職学位授与の要件）

第6条 専門職学位は、本学専門職大学院の課程（大学院学則第4条第3項に規定する本学法科大学院の課程を含む。以下同じ。）を修了した者に授与する。

(修士又は博士の学位の授与に係る学位論文の提出)

第7条 第4条又は第5条第1項に規定する者の学位論文(修士又は博士の学位の授与に係る論文をいう。大学院学則第18条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)は、本学大学院の研究科又は学府(以下「研究科等」という。)が指定する時期までに当該研究科等の長に提出するものとする。

第8条 第5条第2項に規定する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録及び履歴書並びに論文審査手数料57,000円を添え、学位及び専攻分野の名称を指定し、当該研究科等の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから1年以内に論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

第9条 提出する学位論文は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第10条 研究科等の長は、第7条の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託しなければならない。

2 学長は、第8条の申請を受理したときは、当該教授会にその審査を付託しなければならない。

(学位論文及び論文審査手数料の不返還)

第11条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(審査委員会)

第12条 教授会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、学位論文を提出した当該学生の指導教員及び関連する授業科目の教授2人以上又は学位論文の内容に関連のある専門分野の教授3人以上をもって構成する。ただし、教授会が必要であると認めたときは、関連する授業科目の教授2人以上のうち、1人は准教授をもって充てることができる。

3 教授会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、前項に規定する者以外の教員を審査委員として加えることができる。

(学位論文の審査の協力)

第13条 学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第14条 第4条又は第5条第1項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験は、学生の在学期間中に終了するものとする。

2 第5条第2項に規定する者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位の授与の申請を受理した後、速やかに終了するものとする。

(学位論文発表会)

第14条の2 教授会は、博士論文の内容について公開で発表させるものとする。

2 学位論文発表会の実施に関しては別に定める。

(最終試験)

第15条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆記又は口頭により行うものとする。

(学力の確認及び確認の特例)

第16条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、筆記又は口頭により行うものとする。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、当該研究科等で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会の報告)

第17条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちにその結果を教授会に別紙様式第1号により、報告しなければならない。

(教授会の議決)

第18条 教授会は、前条に規定する報告に基づいて、学位の授与について議決するものとする。

2 前項に規定する議決を行う場合は、教授会構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
(審査結果の報告)

第19条 研究科等の長は、教授会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、学則第58条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づいて、修士又は博士の学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、別に定めるところにより、専門職大学院の課程の修了の認定をした者に対し、専門職学位の授与を決定し、学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

2 前項の公表は、別紙様式第2号により行うものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、研究科等の長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定によって公表する場合には、「横浜国立大学審査学位論文」又は「横浜国立大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「横浜国立大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第24条 学長は、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、教授会の議を経て、既に授与した当該学位を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 当該学位を授与された者が名誉を汚辱する行為があったとき。

2 教授会が前項の規定により学位取消しの決定をする場合には、当該教授会の構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(学位記等の様式)

第25条 学位記及び学位授与申請関係の様式は、別紙様式第3号から別紙様式第9号のとおりとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育学部、工学研究科及び国際開発研究科に在学する者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月10日規則第482号）

この規則は、平成17年2月10日から施行する。

附 則（平成17年12月8日規則第28号）

この規則は、平成17年12月8日から施行する。

附 則（平成18年7月13日規則第88号）

この規則は、平成18年7月13日から施行する。

附 則（平成19年3月1日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第73号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月12日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年●月●日規則第●号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育人間科学部地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに工学部に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

○第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF

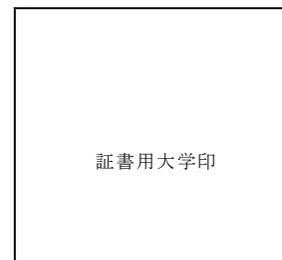
学部名

HEREBY CONFERS THE DEGREE
OF

BACHELOR OF 学位名

UPON

氏名



氏名
年 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED

ALL REQUIREMENTS FOR THE COURSE OF

学科名・専攻分野

本学○○学部○○○○所定の
課程を修め本学を卒業したので
学士(○○)の学位を授与する

ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○
IN THE YEAR 20○○

年 月 日

DEGREE NUMBER: 学位記番号



Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名
○○○○ ○○○○, President
Yokohama National University

横浜国立大学長

○○ ○○



YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

○修第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF

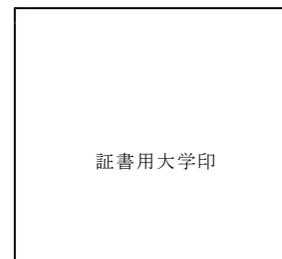
研 究 科

HEREBY CONFERS THE DEGREE
OF

MASTER OF 学 位 名

UPON

氏 名



年 氏 名 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED

ALL PROGRAM REQUIREMENTS

IN THE FIELD OF

専攻名・専攻分野

本学大学院○○研究科○○○○
専攻の修士課程を修了したので
修士(○○)の学位を授与する

ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○
IN THE YEAR 20○○

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日



Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名
○○○○ ○○○○, President
Yokohama National University

横浜国立大学長
○○ ○○



別紙様式第4-2号 (博士課程前期2年の課程を修了した場合)

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY		○修第 号
BASED ON THE RECOMMENDATION OF [研究科・学府名]		学位記
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF MASTER OF [学位名] UPON [氏名]		[証書用大学印]
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED ALL PROGRAM REQUIREMENTS IN THE FIELD OF [専攻名・専攻分野]		年 [氏名] 月 日生
ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○ IN THE YEAR 20○○		本学大学院 [研究科・学府名] ○○○○専攻及び△△△△専攻 (副専攻) の博士課程前期2年の 課程を修了したので修士(○○) の学位を授与する
DEGREE NUMBER: [学位記番号]	[大学印]	年 月 日
Official Seal of Yokohama National University	学長の署名 ○○○○ ○○○○, President Yokohama National University	横浜国立大学長 ○○ ○○ [学長印]

注 アンダーライン部分には、「環境情報学府規則第5条別表第2②複数専攻選択の場合」に規定する単位数を修得した場合に該当専攻名を記載する。

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

○博甲第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF

研究科・学府名

HEREBY CONFERS THE DEGREE

OF

DOCTOR OF 学位名

UPON

氏名



氏名
年 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED

THE DOCTORAL PROGRAM

IN THE FIELD OF

専攻名・専攻分野

本学大学院 研究科・学府名
○○○○専攻の博士課程を修了した
たので博士(○○)の学位を授与
する

ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○
IN THE YEAR 20○○

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日



Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名

○○○○ ○○○○, President

Yokohama National University

横浜国立大学長

○○ ○○



学長印

10

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

博乙第 号

学位記

HEREBY CONFERS THE DEGREE

OF
DOCTOR OF 学位名

UPON

氏名



証書用大学印

氏名

年 月 日生

FOR HAVING SUBMITTED A DISSERTATION AND
HAVING SUCCESSFULLY FULFILLED THE REQUIREMENTS
OF THE PROGRAM AT THIS UNIVERSITY

本学に学位論文を提出し所定の
審査及び試験に合格したので博士
(〇〇) の学位を授与する

ON THIS, THE 〇〇 TH DAY OF 〇〇〇
IN THE YEAR 20〇〇

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日



大学印

Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名

〇〇〇〇 〇〇〇〇, President

Yokohama National University

横浜国立大学長

〇〇 〇〇

学長印



別紙様式第7号

第8条の規定による申請の様式

	年 月 日
学 位 申 請 書	
横浜国立大学長 殿	
住 所	
氏 名	
	印
<p>横浜国立大学学位規則第8条の規定により博士（〇〇） の学位を受けたいので、学位論文に下記書類を添えて申 請します。</p>	
記	
<ul style="list-style-type: none"> 1 論文要旨 2 論文目録 3 履 歴 書 	

12

別紙様式第8号

第8条の規定による論文目録の様式

	年 月 日
論 文 目 録	
氏 名	
	印
博士論文	
<ul style="list-style-type: none"> 1 題名 2 印刷公表の方法 3 公表の時期 	
参考論文	
<ul style="list-style-type: none"> 1 題名 2 公表の方法 3 公表の時期 	

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

国法博第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF
THE INTERNATIONAL GRADUATE SCHOOL OF
SOCIAL SCIENCES

HEREBY CONFERS THE DEGREE

OF
JURIS DOCTOR
UPON
氏 名



証書用大学印

氏 名
年 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED
THE LAW SCHOOL PROGRAM

ON THIS, **THE 〇〇 TH** DAY OF 〇〇〇
IN THE YEAR **20〇〇**

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日

本学大学院国際社会科学研究所
法曹実務専攻における法科大学院
の課程を修了したので法務博士
(専門職)の学位を授与する



Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名

〇〇〇〇 〇〇〇〇, President
Yokohama National University

横浜国立大学長

〇〇 〇〇



学長印

○横浜国立大学大学院都市イノベーション学府規則（案）

平成 年 月 日
規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜国立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条及び第12条の規定に基づき、横浜国立大学大学院都市イノベーション学府（以下「学府」という。）における各専攻の授業科目、単位数、履修方法等について定めるものとする。

（授業科目及び単位）

第2条 学府における各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 学府における授業科目の1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要

と認める場合には、実習の一部については、45時間の授業をもって1単位と

することができる。

(4) 講義、演習又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算方法については、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定に基づき、当該授業の方法の組み合わせに応じ授業時間数から単位を算定する。

（指導教員等）

第3条 前期課程の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生ごとに指導教員（責任指導教員及び指導教員各1人）を定める。

2 後期課程の授業及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（責任指導教員1人及び指導教員2人）を定める。

3 前項の指導教員は、指導委員会を組織する。

4 指導教員及び指導委員会に関し必要な事項については、教授会が別に定める。

（教育方法の特例）

第4条 学府教授会（以下「教授会」という。）が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（履修方法）

第5条 学生は、指導教員の指導により、別に定める所定の単位を履修しなければならない。

(長期にわたる課程の履修)

第6条 学生が、大学院学則第14条の規定により長期にわたる課程の履修を希望するときは、別に定めるところにより、学府長に願い出て、許可を受けなければならない。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第7条 学生は、教授会の承認を得て、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)及び本学大学院の他の研究科又は学府の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度として課程修了の単位として認めることができる。

(他の大学院等の研究指導)

第8条 学生は、教授会の承認を得て、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)において研究指導を受けることができる。ただし、前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により、他の大学院等で受けた研究指導は、課程修了に必要な研究指導の一部として認めることができる。

(修了要件)

第9条 前期課程の修了要件は、学府に2年以上在学(他の大学院の在学期間を含む。)し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、前期課程の目的に応じ、学府の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者で、教授会が認めたものについては、学府に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の前期課程の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、前期課程の目的に応じ、学府の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 博士課程の修了要件は、学府に5年(前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学(他の大学院の在学期間を含む。)し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者で、教授会が認めたものについては、学府に3年(前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学(他の大学院の在学期間を含む。)すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得し、

別に定めるところによる GPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 大学院設置基準第16条ただし書の規定における在学期間をもって前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、学府に前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）し、所定の単位を修得し、別に定めるところによる GPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者で、教授会が認めたものについては、学府に3年（前期課程における在学期間を含む。）以上在学（他の大学院の在学期間を含む。）すれば足りるものとする。

6 大学院学則第21条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により、後期課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、後期課程に入学した者の学府の修了要件は、学府に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し所定の単位を修得し、別に定めるところによる GPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者で、教授会が認めたものについては、学府に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

7 学位論文の審査については、横浜国立大学学位規則の定めるところによる。
（学位論文の提出時期）

第10条 学位論文は、学府が別に定める期間内に提出しなければならない。
（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、学府に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

前期課程

建築都市文化専攻

授業科目	単位数	授業科目	単位数
建築構造工学スタジオ	4	構造物弾塑性解析論	2
地域性を考慮した都市基盤施設の耐震耐久性設計スタジオ	4	建築応用振動論	2
水圏の防災環境計画スタジオ	4	大空間建築構造論	2
地盤防災と地盤環境マネジメントスタジオ	4	建築温熱環境論	2
建築理論スタジオ	4	地域・都市環境管理論	2
次世代環境創造デザインスタジオ（西沢スタジオ）	6	地域省エネルギー計画論	2
次世代環境空間制御デザインスタジオ（小嶋スタジオ）	6	環境行動論	2
都市再生デザインスタジオ（北山スタジオ）	6	持続型集住論	2
地域再生デザインスタジオ（飯田スタジオ）	6	建築維持活用論	2
現代アートスタジオ	4	西洋・近代建築史論	2
文芸メディア創作スタジオ	4	日本建築保存修復論	2
音響空間スタジオ	4	日本・東洋美術論	2
映像芸術スタジオ	4	近代美術論	2
集積都市域の防災マネジメントと社会基盤メンテナンススタジオ	4	市街地創造論	2
欧米都市文化研究スタジオ	4	都市デザイン論	2
アジア・途上地域研究スタジオ	4	Y-GSA インディペンデント・スタジオ	2
環境都市デザインスタジオ	4	Y-GSA ワークショップA（理論）	2
都市と交通の連携方策と地域計画スタジオ	4	Y-GSA ワークショップB（実践）	2
インターンシップ（構造設計）	4	比較文化論	2
インターンシップ（設備設計）	4	都市文芸論	2
インターンシップ（建築計画）	4	都市音響論	2
インターンシップ（Y-GSA）	4	Y-GSC ワークショップ	2
インターンシップ（都市イノベーションと起業）	4	アーバンアート論A	2
構造物基礎工学	2	アーバンアート論B	2
建築耐震設計論	2	映像芸術論A	2
建築耐震改修論	2	映像芸術論B	2
		建築都市文化特別演習 I S	2
		建築都市文化特別演習 I F	2
		建築都市文化特別演習 II S	2
		建築都市文化特別演習 II F	2

前期課程

都市地域社会専攻

授業科目	単位数	授業科目	単位数
建築構造工学スタジオ	4	国際支援政策論	2
地域性を考慮した都市基盤施設の耐震耐久性設計スタジオ	4	地域コミュニケーション論	2
水圏の防災環境計画スタジオ	4	文化交流論	2
地盤防災と地盤環境マネジメントスタジオ	4	途上地域発展論	2
建築理論スタジオ	4	現代社会文化論A	2
現代アートスタジオ	4	現代社会文化論B	2
文芸メディア創作スタジオ	4	アジア社会文化論	2
音響空間スタジオ	4	アジア社会経済論	2
映像芸術スタジオ	4	都市地域社会特別演習 I S	2
集積都市域の防災マネジメントと社会基盤メンテナンススタジオ	4	都市地域社会特別演習 I F	2
欧米都市文化研究スタジオ	4	都市地域社会特別演習 II S	2
アジア・途上地域研究スタジオ	4	都市地域社会特別演習 II F	2
環境都市デザインスタジオ	4		
都市と交通の連携方策と地域計画スタジオ	4		
インターンシップ（都市基盤）	4		
インターンシップ（異文化交流）	4		
インターンシップ（都市イノベーションと起業）	4		
都市基盤安全設計学	2		
都市基盤環境相関学	2		
耐震耐久設計学	2		
地盤設計学	2		
コンクリート工学論	2		
都市防災システム論	2		
都市基盤構造材料学	2		
水圏環境論	2		
水圏防災論	2		
地盤環境工学論	2		
耐震工学論	2		
交通計画学	2		
維持管理計画学	2		
都市水循環論	2		
都市基盤政策論	2		
国際法総論	2		
開発経済論	2		
国際都市基盤プロジェクト論	2		

前期課程

各専攻共通（選択科目）

授業科目	単位数
建築構造性能論	2
都市の地盤防災と地盤環境	2
グリーンビルディング建築学	2
地域・都市環境計画論	2
環境心理学	2
横浜建築都市学S	2
横浜建築都市学F	2
都市と芸術S	2
都市と芸術F	2
都市基盤と地域開発	2
地域研究と異文化理解S	2
地域研究と異文化理解F	2
都市居住環境論	2
都市イノベーションと起業	2
都市マネジメント	2
国際地域協力論	2

後期課程

都市イノベーション専攻

授業科目	単位数
都市イノベーション実践A（企業等実践研修）	4
都市イノベーション実践B（教育研究研修）	4
都市イノベーション実践C（プロジェクト実践研修）	4
建築耐震設計特論	2
建築耐震改修特論	2
構造物弾塑性解析特論	2
建築応用振動特論	2
大空間建築構造特論	2
建築温熱環境特論	2
地域・都市環境管理特論	2
地域省エネルギー計画特論	2
環境行動特論	2
持続型集住特論	2
日本建築保存修復特論	2
市街地創造特論	2
建築デザイン特論	2
都市デザイン特論	2
都市基盤安全設計特論	2
都市基盤環境相関特論	2
耐震耐久設計特論	2
地盤設計特論	2
都市防災システム特論	2
都市基盤構造材料特論	2
水圏環境特論	2
水圏防災特論	2
地圏特論	2
交通計画特論	2
都市基盤政策特論	2
都市音響特論	2
アーバンアート特論	2
映像芸術特論	2
国際支援政策特論	2
地域コミュニケーション特論	2
アジア社会文化特論	2
アジア社会経済特論	2
特別研究	6

横浜国立大学大学院都市イノベーション学府教授会規則(案)

平成 年 月 日
規則第 号

(設置)

第1条 横浜国立大学学則(平成16年規則第201号)第12条第1項及び国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成16年規則第5号)第12条第1項の規定に基づき、横浜国立大学大学院都市イノベーション学府(以下「学府」という。)に、教授会を置く。

(組織)

第2条 教授会は、学府の教育を担当する次に掲げる者をもって組織する。ただし、学府の研究指導等を担当する教員の選考に関する事項を審議する場合の組織は、教授会が別に定める。

- (1) 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府長(以下「学府長」という。)
- (2) 学府の授業を担当する本学府の専任の教授、准教授、講師及び助教
- (3) 学府長が指名する者

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学府の研究指導等を担当する教員の選考に関する事項
- (2) 学府の教育課程の編成に関する事項
- (3) 学府の学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (4) 学府の予算、決算に関する事項
- (5) 学府の中期目標、中期計画、年度計画に関する事項
- (6) その他学府長が必要と認める事項

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。

2 学府長に事故があるときは、学府長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、教授会を主宰する。

4 学府長は、構成員の5分の1以上から開催の請求があつたときは、教授会を開かなければならない。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 学府の研究指導等を担当する教員の選考に関する事項及び学位の授与に関する事項について議する場合の教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席した構成員の3分の2以上をもって決するものとする。

4 海外渡航中の者及び休職中の者並びに一月以上の長期出張中の者及び病気休暇中の者は、第1項及び第3項の構成員から除くものとする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学府長が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 教授会に、学府の円滑な運営を図るため代議員会を置く。

- 2 第3条に掲げる事項で特に重要な事項以外の事項は、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。
- 3 教授会は、前項の定めるところにより代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。
- 4 代議員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。